

日本バプテスト連盟ハラスメント防止ガイドライン

2021年2月24日

日本バプテスト連盟第66回定期総会

福音宣教のために相互に連絡し協力している私たちは、日本バプテスト連盟を構成する諸教会に連なるひとりひとりの尊厳が尊重されることを基本的な共通認識とします。

その為に、私たちはあらゆる人権侵害を許さず、教会に関わる人が安心して諸活動を行うことができるように「日本バプテスト連盟ハラスメント防止規程」を定めます。同規程に基づき「ハラスメント対策委員会」を設置して、ハラスメント防止のための活動、相談、解決の取り組みを行います。

その取り組みがどのようになされるのかを示したのがこのガイドラインです。これは、私たちひとりひとりが、ハラスメントを起こさない、被害者を生み出さないための指針であり、発生した問題に対しては、適切に問題解決にあたるための道筋を示すものです。

このガイドラインは、日本バプテスト連盟に加盟している教会、伝道所の教会員、教会・伝道所を利用している人、また連盟加盟教会が招聘した教役者が教会・伝道所以外でその肩書きを用いた活動をしている場合に関係する人等が対象となります。

1. なぜハラスメントは問題なのか

日本国憲法では、私たちは個人として尊重され、法の下に平等であり、信教など様々な自由を定めて、人間が人間らしく生きることを保障しています。国際社会もまた、1948年、国連において、すべての人と全ての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択しました。

キリストの教会は、社会の中であって、これらが指し示している「人権尊重」の考え方から逸脱してよいものでは決してなく、社会の中で抑圧されたものに目を注ぎ、救いの業を行ったイエスに倣う私たちだからこそ、むしろすべての人が尊重される社会を強く望むものです。

ハラスメントとは、性別、社会的出自、国籍、年齢、職業、身体的特徴、性的指向や性自認などを理由に相手の人権を踏みにじる行為をいいます。

教会で行われるハラスメント、教役者によるハラスメントは、託されている使命と権能の誤使用であり、信頼で成り立っている関係性だからこそその深いダメージを相手に与えるものとして深刻です。

2. ハラスメントについて

ハラスメントとは、優越的地位（牧師・役員などの役職、各奉仕のリーダー）、なんらかの優越性（相談をもちかけられている人、社会的地位が高い、年齢が上位など）

を利用して、相手の意を無視した言動、行いによって教会生活や、日常生活に支障をもたらすことです。このガイドラインでは、「セクシュアル・ハラスメント」と「パワーハラスメント」の二つの代表的なハラスメントについて述べますが、ここに当てはまらないケースも考えられます。「ハラスメント対策委員会」は可能な限り、相談に対応していきます。

① セクシュアル・ハラスメント

「受ける側が望まない性的な言動、振る舞い」の全てを指し、原則として被害者の判断を基準とします。

性的な言動、または、固定化した性別役割の勧め、押し付け、不必要な身体的接触、性的行為の要求、性的な冗談やからかい、性体験や体形・容姿に関する言及、性的な噂を流す、性自認、性的指向の情報を流したり、からかうことなどがこれにあたります。

男性が加害者、女性が被害者になることが典型的ですが、女性から男性、同性間での場合もあります。

【具体例】

- ・卑猥な冗談を言う
- ・「男だから」「女だから」という勧めを説教や指導的な場面で行う。
- ・性的な噂を教会、職場内や SNS で流す。
- ・交際をしつこく迫る
- ・挨拶や、祈りの場面において不必要な身体接触をする。
- ・結婚することを過度にすすめる。
- ・教役者、役員、役職者等指導的立場の者や職員の選考を性別に基づいて行う。
- ・相談や、指導的場面で二人きりになることを強要する。
- ・不必要な食事や送迎の誘い。
- ・交際している人がいるか、いないのかをしつこくたずねる。
- ・お茶の用意、食事の用意、客の接待などを女性のみを担当させる。

② パワーハラスメント

職務上の地位や能力の違いなどの優位性を利用して、部下や同僚の職場環境を悪化させること。

また、教会内の指導的立場にある教役者、役員、奉仕のリーダーなどによる環境の悪化、精神的苦痛を与えるような言動、行いなどを指します。

【具体例】

- ・反対意見を許さない。

- ・故意に無視をする。
- ・必要な情報を知らせない。
- ・多くの人の前で非難する、叱る、罵倒する。
- ・不機嫌な態度を取り続ける
- ・仕事を与えない。
- ・過大な要求をする。
- ・本来の職務とは関係のない仕事をするように強要する。
- ・人間関係から引き離す。

3. ハラスメント相談

被害を受けたと感じた人は「ハラスメント対策委員会」（以下、対策委員会）に相談することができます。「対策委員会」は、相談を受け付け、援助する「相談グループ」と、申し立て案件に関する働きをする「対策グループ」で構成されています。

「対策委員会」は連盟理事会が選任する、連盟加盟教会・伝道所の教会員です。

相談から解決までの過程において、プライバシーを保護し、相談者本人の主体性と意思、その判断を尊重します。本人が希望しないのに次の段階に進むことはありません。また、相談することによって、二次的被害（中傷、いやがらせ、報復など）が発生しないように細心の注意をしながら被害を受けた人に寄り添い、支えとなり、解決のための努力をします。

(1) 相談受付

ハラスメントを受けたと感じた人は、「相談グループ」の相談専用ダイヤルに電話をかけて相談をすることができます。相談は、「相談グループ」の相談員が担当します。または、手紙、メールを出して相談予約をすることができます。その際は、相談員から直接電話で連絡をしますので、都合のよい日程や時間、連絡可能な電話番号を明記してください。最初の相談の際は、いずれの場合も、名前や教会名を名乗る必要はありません。被害者本人が何らかの理由で直接相談できない場合は、本人が委託した代理人などによる相談でも受け付けます。

(2) 相談から問題解決までのプロセス

① 相談と援助

相談員は相談者の話を聞き、助言や援助をしながら解決のための方法を共に考えます。相談者の意思に基づき、必要に応じて「相談グループ」に報告され公正な問題解決に努めます。

また、相談員は、問題解決に必要な方法を相談者の意思を尊重しながら検討し援助します。

② 通知・調停・措置の申立て

相談者が希望し、かつ「相談グループ」が重大と認めたケースの場合は、「対策グ

グループ」に解決を求める手続きの申し立てをすることができます。

「申し立て」には「通知」（行為の中止を求める）、「調停」（話し合いによる解決）、又は「措置」（相手に対して何等かの措置を連盟理事会に求める）があります。

ア 「通知」

申し立てを受け、「対策グループ」が必要と認めた場合、「対策グループ」が指名した人が、行為者とされる人にその行為が事実であったかを確認したうえで注意喚起を行う。

イ 「調停」

申し立てを受け、「対策グループ」が必要と認めた場合、「対策グループ」は調停員を複数名指名します。調停員は話し合いの場に立ち会い、当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要なサポートします。進行状況に応じて、調停員が調停案を提示することもあります。調停は原則として90日以内に終了します。調停員は調停結果を「対策グループ」に報告します。

ウ 「措置」

被害者が連盟に対して処分などの具体的措置をとるように求めることができます。

申し立てを行う際は、申し立ての理由を記載した申立書を「対策グループ」に提出します。

③ 措置の申し立てにおける「調査」と「措置の決定」

ア 「ハラスメント調査委員会」の設置

「対策グループ」は「措置」の申し立てを適切と認めた場合、事実関係を調査するために、「ハラスメント調査委員会」（以下、調査委員会）を設置します。「対策グループ」は3名の調査委員を選任します。

イ 「調査」

「調査委員会」は必要に応じて申立人、被申立人、その他関係者から事情を聴いて事実関係を120日以内に調査します。

調査期間中は、申立人、被申立人双方が直接話し合いを行わないこと、職位、職務の変更が行われないことを基本とします。

調査結果は、文書で「対策グループ」に提出します。

ウ 「事実認定・勧告・措置」

「調査委員会」の調査結果に基づき、「対策グループ」は措置について審議し、連盟理事会に提案します。その際、各個教会内の問題に踏み込まざるを得ないケースも予想されます。各個教会の主体性尊重において成立している連盟だからこそ、協力伝道の内実として、連盟理事会が措置の決定を行います。連盟理事会は決定した措置が適切に行われるように、被申立人が所属す

る教会、部署等の責任者に勧告します。また、申立人には口頭あるいは文書で回答します。

勧告を受けた教会の責任者、部署の長は、それに基づいて当該教会、部署としての対応措置を決め、被申立人に対して処分を行います。「対策グループ」は、その対応措置を教会、部署の長から報告を受け、申立人に報告します。

4. 不服申立て

(1) 申立人の不服申立て

申立人は、措置や手続きに不服がある場合、連盟理事長に書面でその旨を申し出ることができます。この期限は、措置についての通知を受けてから30日以内とします。

(2) 被申立人の不服申立て

被申立人は、措置や手続きに不服がある場合、連盟理事長に書面でその旨を申し出ることができます。この期限は措置についての通知を受けてから30日以内とします。

(3) 不服の検討

申立人又は被申立人からの不服申立てについて、連盟理事長は「対策委員会」に対して不服の検討及び適切な措置の再検討を命ずることができます。